



# Global Tax Update

マレーシア

デロイト トーマツ税理士法人

2015年11月

※本ニュースレターは、マレーシアで発行された [Highlights in Budget 2016](#) のうち、主要な改正についての参考抄訳です。日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## マレーシア 2016年度税制改正の主なポイント

2015年10月23日、ナジブ首相兼財務大臣から2016年予算案が提出された。本予算案はマレーシアを高所得の先進経済国家に変革するための第11次マレーシア計画(対象期間5カ年:2016年から2020年)の初年度にあたる2016年度の予算案である。グローバル経済、特に中国経済の減速、原油価格その他物価の下落、マレーシアリングgit通貨安および政情不安等の逆風にもかかわらず、マレーシア経済は依然、以下の経済予測データが示すとおり、その多様性、柔軟性そして堅固なファンダメンタルズ(経済の基礎的条件)により堅調に推移している。

- 他の主要先進国と比べて堅調なGDP:今年4.5%から5%、2016年予測は4%から5%
- 継続的な財政赤字減少:2014年のGDPの3.4%および2015年のGDPの3.2%から2016年は3.1%に減少見込み
- 連邦政府税収の増収:2016年には2,257億マレーシアリングgitで、2015年と比較し32億マレーシアリングgit増収
- 物品サービス税の税収予測の大幅改善:2016年税収は当初予測より多い390億マレーシアリングgit
- 輸出回復:昨年度の0.7%減少から回復し、2016年には1.4%増加の見込み
- 管理可能なインフレ率:今年2%から2.5%。2016年は2%から3%の見込み

特に低所得者層(B40)および中所得者層(M40)の人々が日々直面する問題ならびに東西マレーシア間および農村と都市部との間の経済社会的格差拡大に対応するため、2016年度予算案では「国民(Rakyat)の繁栄」がテーマとなっており、(1) 経済的柔軟性の強化、(2) 生産性、イノベーションおよびグリーン技術の改善、(3) 人的資本の強化、(4) ブミプトラ政策の推進、および(5) 国民の生活コスト低減の5つの優先事項に注力することをうたっている。

本予算案では2,672億マレーシアリングgit予算案総額の配分について検討されており、建設業、不動産業、製造業、観光業および農業に重点的に配分することが提案されている。

本年度の税制改正案における主要な改正事項は以下のとおりである。

| 改正案                      | 内容   |             |            |            |                 |     |       |                   |     |     |             |    |    |
|--------------------------|--|-------------|------------|------------|-----------------|-----|-------|-------------------|-----|-----|-------------|----|----|
| <b>個人所得税率の見直し</b>        | <p><b>居住者個人</b></p> <p>課税所得区分および税率に関して、以下の見直しが提案された。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>課税所得(リンギット)</th> <th>現行税率(%)</th> <th>改正後税率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400,001~600,000</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>600,001~1,000,000</td> <td>25</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>1,000,000 超</td> <td>25</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>他の所得区分の税率は現行のまま据え置かれる。</p> <p><b>非居住者個人</b></p> <p>非居住者個人に対する一律の所得税率は現行の 25% から 28% に引き上げられる。</p> <p>適用開始日: 2016 賦課年度より</p> | 課税所得(リンギット) | 現行税率(%)    | 改正後税率(%)   | 400,001~600,000 | 25  | 25    | 600,001~1,000,000 | 25  | 26  | 1,000,000 超 | 25 | 28 |
| 課税所得(リンギット)              | 現行税率(%)  | 改正後税率(%)    |            |            |                 |     |       |                   |     |     |             |    |    |
| 400,001~600,000          | 25   | 25          |            |            |                 |     |       |                   |     |     |             |    |    |
| 600,001~1,000,000        | 25   | 26          |            |            |                 |     |       |                   |     |     |             |    |    |
| 1,000,000 超              | 25   | 28          |            |            |                 |     |       |                   |     |     |             |    |    |
| <b>最低賃金引上げ</b>           | <p>以下の地区の月額最低賃金がとおり引き上げられる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>現行額(リンギット)</th> <th>改正後(リンギット)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マレーシア半島</td> <td>900</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>サバ州、サラワク州、ラブアン島</td> <td>800</td> <td>920</td> </tr> </tbody> </table> <p>新規最低賃金は家事代行・家政婦サービスを除くすべての業種に適用される。</p> <p>適用開始日: 2016 年 7 月 1 日</p>   | 場所          | 現行額(リンギット) | 改正後(リンギット) | マレーシア半島         | 900 | 1,000 | サバ州、サラワク州、ラブアン島   | 800 | 920 |             |    |    |
| 場所                       | 現行額(リンギット)   | 改正後(リンギット)  |            |            |                 |     |       |                   |     |     |             |    |    |
| マレーシア半島                  | 900  | 1,000       |            |            |                 |     |       |                   |     |     |             |    |    |
| サバ州、サラワク州、ラブアン島          | 800  | 920         |            |            |                 |     |       |                   |     |     |             |    |    |
| <b>申告書未提出に対するペナルティー</b>  | <p>新しく Subsection 112(1A) が設けられ、Section 77(1) または Section 77A(1) に定める申告書を 2 賦課年度以上提出しなかった場合、罰金(1,000 リンギットから 20,000 リンギット)もしくは 6 カ月以下の禁固またはその両方が課される。また、申告書未提出年度の課税所得額に係る税額の 3 倍の額の罰金も課される。</p> <p>適用開始日: 2015 年財政法の発効日</p>  |             |            |            |                 |     |       |                   |     |     |             |    |    |
| <b>特別再投資控除</b>           | <p>再投資控除適用期間が終了した企業の資本支出を奨励するため、特別再投資控除制度が設けられる。これにより 2016 賦課年度から 2018 賦課年度に適格プロジェクトに係る資本支出が発生する企業は特別再投資控除の適用を受けることができる。</p> <p>適用期間: 2016 賦課年度から 2018 賦課年度</p>  |             |            |            |                 |     |       |                   |     |     |             |    |    |
| <b>GST 納税遅延に係るペナルティー</b> | <p>物品サービス税法 Section 41 が改正され、課税額を期限までに支払わない納税者にペナルティーを課す Subsection 41(8)、(9)、(10) および (11) が新しく設けられる。ペナルティーの額は遅延期間に応じて納税額の 5% から 25% である。</p> <p>また、物品サービス税法 Subsection 43(1) および 43(8) も改正され、税務登録漏れ、申告書提出漏れまたは申告書不備等があった場合に税関長官が納税額(新しく導入された Subsection 41(8) に基づき課されるペナルティーを含む)を算定および徴収する権限も強化される。</p> <p>適用開始日: 2016 年 1 月 1 日</p>   |             |            |            |                 |     |       |                   |     |     |             |    |    |

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.tohmatsu.com/tax/nl/](http://www.tohmatsu.com/tax/nl/)

## 本件に関するお問い合わせ

**Deloitte Malaysia**

**Japanese Services Group**

ディレクター 辻 伸介 [stsuji@deloitte.com](mailto:stsuji@deloitte.com)

シニアマネジャー 秋元 啓孝 [akimoto@deloitte.com](mailto:akimoto@deloitte.com)

## ニュースレター発行元

**デロイト トーマツ税理士法人**

**東京事務所**

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。